

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 政 策 統 括 官  
(統計・情報システム管理、労使関係担当)  
( 公 印 省 略 )

医療施設調査規則の一部改正について(通知)

医療施設調査（基幹統計「医療施設統計」を作成するための調査）につきまして  
は、かねてから御高配をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）の施行に伴い、「医  
療施設調査規則の一部を改正する省令」（令和 8 年 3 月 27 日厚生労働省令第 46 号）  
が、別添のとおり公布されました。

改正内容及び適用日につきましては下記のとおりですので御了知の上、その円滑  
な実施をお願いするとともに、各都道府県におかれましては、指定都市、中核市、  
保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区の市区長に対する  
連絡につきましても、貴職からよろしくお取り計らい願います。

記

1 改正内容

医療施設調査規則（昭和 28 年厚生省令第 25 号）の一部を次のように改正す  
る。

第四条第二項第一号ハ中「失そう」を「失踪」に改め、同号二中「第二十  
九条第一項第二号から第四号」を「第二十九条第一項第二号から第五号」に  
改め、同項第二号イ中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

○厚生労働省令第四十六号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行及び医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二十五号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

医療法施行規則等の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

中略

(医療施設調査規則の一部改正)

第三条 医療施設調査規則(昭和二十八年厚生省令第二十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(調査の範囲) 第四条 (略)</p> <p>2 動態調査は、次の医療施設について行う。</p> <p>一 病院であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 医療法第八条の二第二項に基づき休止若しくは再開の届出をしたもの若しくは同法第九条第一項に基づき廃止の届出をしたもの又は同条第二項に基づき死亡若しくは失踪の届出をしたもの</p> <p>ニ 医療法第二十九条第一項第二号から第五号までに該当する場合において同項に基づく開設許可の取消しを受けたもの</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>二 診療所であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 医療法第八条第一項に基づき開設の届出をしたもの</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(調査の範囲) 第四条 (略)</p> <p>2 動態調査は、次の医療施設について行う。</p> <p>一 病院であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 医療法第八条の二第二項に基づき休止若しくは再開の届出をしたもの若しくは同法第九条第一項に基づき廃止の届出をしたもの又は同条第二項に基づき死亡若しくは失<del>そ</del>うの届出をしたもの</p> <p>ニ 医療法第二十九条第一項第二号から第四号までに該当する場合において同項に基づく開設許可の取消しを受けたもの</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>二 診療所であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 医療法第八条に基づき開設の届出をしたもの</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三 (略)</p>

中略

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）別表第一第二の項第一号ロ(17)の規定は、令和九年一月一日以降に行われる医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第一項の規定による報告から適用する。

第三条 この省令の施行の際現にその勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療（医療法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の医療法第二条の二第一項のオンライン診療をいう。）を行っている病院又は診療所の開設者については、令和九年三月三十一日までの間、新規則第三条第二項及び第四条第三号（いずれも新規則第三条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。